

**鳥取県告示第 87 号**

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取賀露加入区	沖合底びき網漁業
赤碕加入区	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業
鳥取境港加入区	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち 1 から 5 までに掲げる漁業以外の漁業であって鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業